

志摩市新卒者雇用定着奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業者における新卒者の雇用促進及び定着を図るため、新卒者を3年以上正規雇用した事業者に対し、予算の範囲内において志摩市新卒者雇用定着奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に事務所、店舗及び工場等を有し、現に事業を営み、次の要件をすべて満たす者をいう。
 - ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)の適用を受けていること。
 - イ 国及び地方公共団体の出資等(株式の保有を含む。)により事業を営むもの及び公共的団体でないこと
- (2) 新卒者 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、高等専門学校、専修学校、高等学校、中学校又はこれらに準ずる学校を卒業し、雇用が開始された日において卒業日の翌月の初日から1年を経過した日までの期間内にあり、次の要件を全て満たす者をいう。
 - ア 雇用される事業者の事業主、取締役又は監査役と3親等以内の親族でないこと。
 - イ 市内に住民登録を行っていること。
- (3) 正規雇用 次の要件を全て満たす雇用形態をいう。
 - ア 事業者が直接雇用し、かつ、期間の定めのない雇用であること。
 - イ 1週間の所定労働時間が同一事業所に雇用されている通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
 - ウ 雇用保険の一般被保険者として雇用されること。
 - エ 厚生年金及び健康保険に加入していること。

(助成の対象)

第3条 奨励金の交付の対象は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 市内に主たる事業所を有する事業者は、新卒者を正規雇用していること。
 - イ 市外に主たる事業所を有する事業者は、市内の事務所、店舗及び工場を勤務地として新卒者を正規雇用し、市外への転勤を有しないこと。

- (2) 正規雇用した新卒者を3年以上雇用し、今後も継続して雇用すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 正規雇用の日の前日から起算して6箇月前の日から交付の申請をした日までの間に、雇用する常用労働者を事業主の都合により解雇(勧奨退職を含む。)していないこと。ただし、天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となって解雇した場合又は常用労働者の責めに帰すべき理由で解雇した場合を除く。
- (5) 志摩市暴力団排除条例(平成23年志摩市条例第3号)第2条第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- (7) 清算手続、破産手続、更生手続及び承認援助手続又は特別清算に関する手続が開始されていないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、3年以上正規雇用した新卒者1人につき10万円とする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該新卒者の正規雇用を開始した日から起算して3年を経過した日から2箇月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、志摩市新卒者雇用定着奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用状況確認書(様式第2号)
- (2) 労働条件通知書等の労働条件及び雇用条件が証明できる書類の写し
- (3) 社会保険及び雇用保険の加入が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号から第3号までの書類は、申請対象新卒者ごとに添付しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定及び確定し、志摩市新卒者雇用定着奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、不交付を決定した場合は、志摩市新卒者雇用定着奨励金不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)から奨励金の請求があったときは、確定した額を交付決定者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条に規定する奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が奨励金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 前項の場合において、市長は、必要に応じて立入調査等を行うことができる。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、前条の規定による奨励金の交付決定の取消しをした場合において、既に奨励金が交付されているときは、申請者に対して、奨励金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する
(志摩市雇用促進事業助成金交付要綱の廃止)
- 2 志摩市雇用促進事業助成金交付要綱(令和3年志摩市告示第60号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する